

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 新市政クラブ

伝票番号 1

支出年月日	区 分		
令和5年7月17日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費 事務費		
支払先		支 払 金 額	
イエローグローブ金堀店		¥ 3, 1 9 1	
摘 要 （ 品 名 ）	数量	単価	金 額
コピー用紙	1	¥712	¥712
ルーズリーフ	1	¥250	¥250
ポストイット	2	¥360	¥720
強粘着ふせん	1	¥547	¥547
蛍光マーカー	1	¥580	¥580
ポストイット強粘着	1	¥382	¥382

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

新市政の方様

領 収 証

23年07月17日 (月)

¥ 3, 191 -

上記正に領収しました (消費税等

290円を含みます)

イエローローラー金堀店13号 TEL013-32-0111
北海道函館市金堀町1番

コピー用紙他代償

印刷面を内側に貼って保管下さい。住所: 北海道函館市西桔梗町589

185-167 70

※印はS&S登録商品
2023年07月17日(月)15:20 159075

店No00092699

内3M ポスト 全面強 1000
内3M ポスト 全面強 1000
1000 クヨルースリーフB5 1000
内3M 強粘着ふせん 1000 ¥547
内三菱 蛍光マーカー 10色 ¥580
内3M ポストイット強粘着 ¥382
内DCM 印刷が映えるコピ ¥712
合計 ¥3,191
(内10% 対象 ¥3,191)
(内10% ¥290)
(内税計 ¥290)
(税合計 ¥290)
B買上点数 7点
TEL011-7120 店No000018

令和 5 年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 新市政クラブ

伝票番号

2

支出年月日	区 分		
令和5年7月21日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 日本政策研究センター		支 払 金 額	
		¥7,000	
摘 要 (品 名)	数量	単価	金 額
書籍代 「明日への選択」	1	¥7,000	¥7,000

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領收書等貼付欄】

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[Redacted]			通称私達 加入者 負担者				
加入者名	日本政策研究センター							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	7	0	00
ご依頼人	※函館市上新川町17-11 新市政クラブ 浜野 幸子 様							
料金	/			日	附	印		
備考				05-07-21 T501000111 2730 ユウチョ 現金扱 料金 110円 内税 10%10円 (94056) N94220009				

この受領証は、大切に保管してください。

新市政クラブ 出村ゆかり 様

日本政策研究センター
東京都千代田区飯田橋2-1-2
葛西ビル302 (〒102-0072)
TEL 03-5211-5231
FAX 03-5211-5225

謹啓

時下益々ご清栄の御事とお慶び申し上げます。常日頃より日本政策研究センターに格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

大変恐縮でございますが、本日は次の通り請求させていただきたくお願い申し上げます。下記郵便振替または銀行口座宛てご入金を賜れますと大変ありがたく存じます。ご多用のところ誠に恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら貴会の今後益々のご発展・ご繁栄を心より祈念申し上げ、お願いとさせていただきます。

敬白

御 請 求 書

令和6年3月28日

再 祭 行

新市政クラブ 御中

日本政策研究センター

下記のとおり御請求申し上げます

品 名	数 量	単 価	金 額
『明日への選択』書籍代として	1	@7,000	¥7,000
合計金額			¥7,000

日本政策研究センター 《お振込み先・お問合せ先》

郵便振替

銀行口座

東京都千代田区飯田橋2-1-2
葛西ビル302 (〒102-0072)
TEL 03-5211-5231
FAX 03-5211-5225

令和 5 年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 新市政クラブ

伝票番号

3

支出年月日	区 分		
令和5年7月21日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 北海道医療新聞社		支 払 金 額	
		¥16,500	
摘 要 (品 名)	数 量	単 価	金 額
介護新聞	1	¥16,500	¥16,500

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領收書等貼付欄】

口歴記号番号 * [Redacted] *		通常君込 金加入 者負担	
加入者名 * 株式会社北海道医療新聞社 *			
金 額		千 百 十 万 千 百 十 円 * 1 6 5 0 0	
依頼人 * 函館市上新川町17-11 幸子 市政クラブ 浜野 幸子 *		様	
料 金		日 附 印 05-07-21 T501000111 2730 ユウチョ 現金扱 料金 110円 内税 10%10円 (94056) N94220010	
備考			

請 求 書

お客様コードNo. [REDACTED]

No. 1- 1

2023 年 4 月 10 日

040-0036

函館市東雲町4-13
函館市役所内

新市政クラブ 御中

株式会社 北海道医療新聞社

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目
(北海道医師会館)

TEL (011) 221-7777<代表>

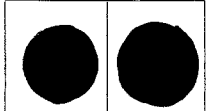
FAX (011) 281-2678

TEL:
毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行 / [REDACTED]

振替口座 / [REDACTED]

御請求額	¥16,500
------	---------



伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23/04/10	254	介護新聞購読料	1			15,000
		消費税等 10%				1,500
		【合計】				16,500

参考様式第1号

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 新中政737

伝票番号

4

支出年月日 令和5年8月30日		区 分 調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先 (株)石田文具			支払金額 ¥2,604-
摘要（品名）	数量	単価	金額
ファイル	2	200	400
ファイル	8	320	2560
値引き 消費税			△ 592 236

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 証



TEL 0138-49-1500

お客様の都合による返品・交換は
お受け出来ません。
登録番号：T8440001000121

2023-08-30 18:41

広沢 0001-020000

2 点	@200
フイル	¥400外
8 点	@320
ファイル	¥2,560外
小計	¥2,960
-20%	
%	592*
外税対象	10.0% ¥2,960
外税	¥336
合 計	¥2,604
お 預 り	¥5,000
お 釣	¥2,396

参考様式第1号

令和 5 年度 政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 新市政クラブ

伝票番号

5

支出年月日	区 分		
2023年 9月23日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u>		
支払先 (株)石田文具			支払金額
			3,542
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ファイル	4	480	1,920
筆記具 (諸君含む)	1	1,300	1,300
消費税			322

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証



TEL 0180-0000-1111

お客様：都合による返品・交換は
お受け出来ません。
登録番号：1844000000123

2023.10.11 14:33
00011111111111

4 点
ファイル ¥1,920 外
筆記具 ¥1,300 外
外税対象 10.1% 322
外税 ¥322
合 計 ¥3,542
お預り ¥10,000
お振込 ¥6,458

令和 5 年度

政務活動費支出伝票（一般）

6

会派名 新市政クラブ

伝票番号

支出年月日	区 分		
令和5年9月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社 中央文化社		支 払 金 額	
		¥8,827	
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
月刊「地方議会人」 2023年9月号～2024年3月号	7	¥831	¥5,817
議員に役立つ地方創生アイデアブック	1	¥2,640	¥2,640
送料			¥370

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】



領 収 証



新市政クラブ 様

C-1165、T-32

令和 5 年 9 月 29 日

¥ 8,827

但し 書籍代
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 中央文化社

東京都千代田区一番町25全国町村議員会館
〒102-0082 電話 03(3264)2451(代)

No. C-1165、T-32

請求書

令和5年9月22日

出村ゆかり 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥8,827

株式会社 中央文化社

代表取締役 大塚 威 美

東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館

電話 03 (3264) 2457 経理

03 (3264) 2520 編集室

FAX 03 (3264) 2867

郵便振替

取引銀行

口座名

品 名	数 量	単 価	金 額
月刊「地方議会人」(年間購読) 2023年9月号～2024年3月号(税込)	7	831	5,817
書籍「議員に役立つ 地方創生アイデアブック」(税込)	1	2,640	2,640
送料			370
合 計			8,827

備考:

令和5年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 新市政クラブ

伝票番号

17

支出年月日	区 分		
令和5年9月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先 株式会社サンテックス		支 払 金 額	
		¥58,445	
摘 要（品 名）	数量	単価	金 額
2023年8月分 コピー機リース料	1	¥18,480	¥18,480
プリント料	1	¥12,696	¥12,696
コピー用紙	1	¥8,789	¥8,789
2023年7月 複合機リース料	1	¥18,480	¥18,480

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領 収 証

№ 03719

新市政クラブ

様

2023年 9 月 29 日

金額	百	十	万	千	百	十	円
		¥	5	8	4	4	5

但しコピー機リース料・プリンター料・コピー用紙代

上記金額正に領収致しました

税率 税抜金額¥
10% 消費税額¥

税率 税抜金額¥
8% 消費税額¥

SUNTEX
株式会社 サンテックス

〒041-0844
函館市川原町7番5号
TEL (0138) 84-8200

登録番号 T5440001005263

ご入金種別

現金	¥
小切手	¥
銀行振込	¥
相殺	¥
約手	¥
為手	¥

※領収責任者及び
取扱者印ないも
のは無効です

取扱者印

200円

賃 貸 借 契 約 書

新市政クラブ（以下「甲」という。）と株式会社サンテックス（以下「乙」という。）は、コニカミノルタ カラー複合機 bizhub C250iSの賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙からコニカミノルタ カラー複合機bizhub C250iS（以下「物件」という。）を借入れ、第4条に従い乙にその賃貸借料を支払うものとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件は第1条に記載したとおりとする。

設置場所： 〒040-0036 函館市東雲町4-13 函館市役所 7F
新市政クラブ 事務所

（賃貸借期間）

第3条 物件の賃貸借期間（以下「契約期間」という）は、令和5年7月1日から令和9年6月30日までとする。

（賃貸借料）

第4条 物件の賃貸借料は、月額 金 18,480円とする。（内、消費税1,680円）

なお、消費税については法律で定められている率を付加して支払うものとする。

賃貸借料金については、1月単位（当月の1日から月末まで）とする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第5条 乙は、毎月末日に賃貸借料を請求書により甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受理した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。

（物件の引渡し）

第6条 乙は、令和5年6月30日までに物件を、第2条記載の場所に設置し、甲が使用できる状態に調整して、甲に引渡しものとする。

（所有権の表示）

第7条 乙は、物件に乙の所有に属する旨の表示をすることができる。

（秘密の保持）

第8条 乙は、業務の処理に関して知り得た甲の業務上の資料又は知識を第三者に漏らしてはならない。

（価格の改定）

第9条 甲又は乙は、物価の変動その他の事情により単価を改定する必要があるときは、相手方に対し、1か月前に文書で通知し、甲乙協議の上これを改定することができる。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、天才その他相当な理由によりこの契約の存続が不可能と認められる場合には、
甲乙協議のうえ契約を解除するものとする。

2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部の履行を怠ったときには、
契約を解除することができるものとする。この場合に損害が生じたときは、履行を怠った者が
その責を負うものとし、損害の額については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利の移転)

第11条 乙は、甲の承諾を得ずに、この契約上の権利の全部又は一部を譲渡し、または担保に
供してはならない。

(契約期間終了の処置)

第12条 甲は、契約期間が終了したときには、第2条記載の場所において物件を乙に返還するものとし、
乙は直ちに乙の負担により物件の撤去を行うものとする。

(物件の保守)

第13条 物件の保守サービスは、チャージシステム契約により遂行する。

【チャージシステム料金】

最低料金	2,000円/月	
モノクロ	4.0円/枚	一律
フルカラーコピー	23.0円/枚	一律
フルカラープリント	23.0円/枚	一律
モノカラー (2色)	15.0円/枚	一律

令和5年7月1日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市議会

新市政クラブ 会長 浜 野 幸 子

函館市川原町7番5号

乙 株式会社サンテックス

代表取締役 荒 川 孝 憲